

## 第 45 回 奈良県河川整備委員会 議事概要

- 1 日 時：平成 20 年 6 月 20 日 9:30～12:00
- 2 場 所：奈良県文化会館 集会室 A・B（奈良市登大路町 6－2）
- 3 出席者  
委員 8 名：池淵周一、伊藤忠通、岡田伸子、中島祐子、朝廣佳子、  
岩本廣美、谷幸三、和田萃（五十音順、敬称略）  
事務局 4 名：奈良県 徳元河川課長 ほか

### 4 議事要旨

- (1) 第 44 回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認
- (2) 関係者からの意見聴取結果について
- (3) 紀の川（吉野川）水系河川整備計画（原案・第 4 稿）について
- (4) その他

### 5 議事内容（主な意見、回答）

#### 5.1 第 44 回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

- ・ 特になし（委員了承）

#### 5.2 紀の川（吉野川）水系河川整備計画（原案・第 4 稿）について

##### ①関係者からの意見聴取結果について

- ・ 古くからこの地域に住んでおられた方ならではの、かなり多様な意見が出されていて、今回の意見聴取は計画策定に当たって重要な位置づけを持つものではないか。
- ・ 大和川流域の人々は吉野川を清流と思っているが、一方で、吉野川流域の人々は水質の悪化や水量の減少、魚類や植物も少なくなっているという感じを痛切に持っておられる。
- ・ 今後、整備や維持を行うにあたり、地域住民の協力は本当に大事であり、今の計画段階で少しでもかかわってご意見をいただいていたほうがスムーズにいくと思うが、川に実際に関わって運動等をされている方々はこの懇談会に出席されたのか。  
→ 流域懇談会では、県庁の関係課や市町村からご推薦いただいた吉野川の漁業組合、自治会の代表者、吉野川で活動されている NPO の方々に集まっていたので、川に密接な関連のある方の意見は聞くことができたと考えている。

##### ②第 2 章

- ・ 大滝ダムについては国の管轄であるが、国の管轄、県の管轄と縦割りにしないで、地元村民の苦勞等の現状を記述するとともに、浸水被害の解消等に向けて整合を図りつつ、治水対策を進めていく必要がある。

- ・ 吉野川の水は、ため池かんがいとしても大和平野で利用されており、奈良盆地の住民は吉野川分水という形で吉野川の水の恩恵を随分受けている。その点を踏まえて、吉野川分水についてもっと広くPRする必要があるのではないか。吉野川の河川整備計画が、奈良盆地に住んでいる人には無関係だととらえられることを危惧する。
- ・ 動植物や景観の現状と課題では、今までの工法に問題があったことを踏まえ、今後、整備や管理の工法等に配慮して生態系や景観を保全していく必要があることを明記しておくほうが、実際に具体案になっていくときには考慮されるのではないか。
- ・ 貴重種の記載については、最近、奈良県版レッドデータブックの植物・昆虫類編が発刊されたので参考にすべき。

### ③第3章

- ・ 第1節のキャッチフレーズや目指すべき方向は住民から支持されたと考えて良いか。  
→ キャッチフレーズを引用する形でご意見を頂いたり、説明会ではキャッチフレーズの説明を行ったが特に意見はなかったことから、一定の理解は得たと考えている。

### ④第4章

- ・ 第4章では、全般にわたって「関係機関と連携して」という書き方になっているが、地元住民の懸念や不安を少しでも払拭できるよう、工事だけではなく配慮事項についても優先順位を含んだような書き方ができないか。
- ・ 「河川工事を行う際に重機が入るため、川の水が濁ることと角石ができる問題がある。」という意見に対して、「河川工事の実施に当たっては、吉野川本来の多様な動植物の生息・生育環境、生態系や景観への影響を極力抑えるよう、モニタリングによって得られた知見等を踏まえ、工法等の工夫に努める。」と記載済みとあるが、吉野川を清流にするには、もっと具体的に踏み込んだ表現が必要ではないか。
- ・ BODによる水質基準は概ねクリアしているものの、実際に吉野川を見ている住民の生活感覚からくる水質の内容が合致しなくなっているのではないか。  
4-6で、「従来水質指標であるBODでは評価できない川の水質に関する情報を分かりやすく提供し、水質保全に向けた取り組みへの積極的な参加が得られるよう、BOD以外の多様な視点からの水質評価についても、関係機関と連携し検討を進める。」と記載されているが、「多様な視点」について、水生生物と水質汚濁の関わりなど、何か踏み込んだ記載ができないか。
- ・ 紀の川流域の森林は占有面積も大きく、治水、利水、環境に対しても大きな役割を担っているため、河川整備と森林整備の連携の仕組みをもう少し強化する方法を考えるべき。

- ・ ため池は、流域あるいは地域にとっては、ある程度の洪水調節機能を担っているため、ため池の整備・保全に向けた働きかけなどについても、整備計画でもう少し表現してはどうか。
- ・ 第4章第3節の表4.3.1「水防警報の発令や避難判断の基準となる水位」で、「水位何メートル」と記載があるが、住民にはわかりにくい。住民の感覚でわかりやすい情報を提供できないか。
- ・ 環境学習と環境教育のバランスがとれなければ、どのような環境問題も解決しないと思う。環境学習とあわせて環境教育という言葉をもう少し明白に入れるべきではないか。  
また、子どもの頃から意識を持たせるためにも学校教育に触れるような文言があってもいいのではないか。  
→他の整備計画の記載事例を踏まえ、書き分けについて検討したい。

### 5.3 今後の進め方について

- ・ 本日の意見を踏まえた原案の修正は委員長と事務局に一任していただき、その後、各委員に配布して合意を得るという形で進めたいがいかがか。  
→各委員了承。  
  
→今後の予定として、淀川流域の奈良県管理区間における河川整備計画の策定と大和川水系の河川整備計画の点検・見直しを進めて行く必要がある。今後、どちらをメインに進めていくか相談させて頂きたい。

以上